高情審答申第３号

平成２１年１１月１６日

高松市長　大　西　秀　人　殿

高松市情報公開審査会

会長　藤　本　邦　人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成２１年５月１４日付け高財活第４１号により諮問のあった事案について，次のとおり答申いたします。

１　審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開とした処分は相当であり，本件異議申立てを棄却すべきである。

２　公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

「中所組の成合町１５８８－１の土地についての議事録および同土地についての誓約書」

平成２１年４月２４日：請求人からの公開請求を受付

平成２１年５月　７日：実施機関が一部公開および非公開の決定

平成２１年５月　８日：請求人からの異議申立書を受付

３　異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

必要文書を入手したい。（本件における一部公開および非公開決定を取り

消し，全部公開を求める。）

（１）この文書は，中所水利組合の権利に係るものであり，その権利の源泉に関すると思われる。

（２）もし公開できないのであれば，その権利の源泉を示せ。

４　実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

（１）「誓約書」における総代および役員の住所，氏名および個人の印影について

中所組は任意団体であるため，商業登記簿に登記されておらず，また，地方自治法第２６０条の２に基づく法人格を取得した地縁団体でもない。

よって，「誓約書」における総代および役員の住所，氏名および個人の印影は，条例第７条第１号に該当し，非公開が相当である。

（２）「中所組総会会議録」について

本件会議録には，中所組名義の土地について当該団体構成員の様々な意見やその取りまとめおよび意思決定の過程が記録されている。その内容には当該団体の財産権，将来計画，運営方針など多くの内部管理情報が含まれており，これを公開することは当該団体の権利や正当な利益を害するおそれがある。

また，本件会議録は当該団体構成員の一人が書記となり自筆で作成したものであることから，筆跡により特定の個人を識別できるおそれがある。

よって，本件会議録は条例第７条第２号および第１号に該当することから，そのすべてを非公開とすることが相当である。

５　異議申立人の意見書

実施機関の非公開理由書に対する異議申立人の意見書での主張は，次のとおりである。

（１）「誓約書」に記載されている『中所組の責任において行う』の記述は中所組内で解決のできる問題を指しており，行政の判断による問題は含まれ

ていないと思う。

（２）個人に関する情報は非公開との事だが，日本は三権分立制をとっており，その一権力たる司法の場において，個人情報は非公開が許されているか。一応，裁判は公開の場で行われている。

（３）「中所組総会会議録」は，中所組の水利権に関する権利の源泉に至る大事な権利の行使だと思う。非公開理由書には，この権利のことが触れられていない。

６　審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および意見陳述，異議申立人の異議申立理由および意見陳述を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

（１）「誓約書」における総代および役員の住所，氏名および個人の印影について

誓約書に記載された総代および役員の住所，氏名および個人の印影は特定の個人を識別できる情報であり，法令等の規定等により公にされ，または公にすることが予定されている情報ではないとして，条例第７条第１号を適用し，実施機関が非公開とした処分は相当である。

（２）「中所組総会会議録」について

「中所組総会会議録」については，当該団体の内部管理情報であることから，公にすることにより，当該団体の権利や正当な利益を害するおそれがあるとして条例第７条第２号を適用し，実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって，当審査会は，「１　審査会の結論」のとおり判断する。

なお，異議申立人が異議申立書，非公開理由書に対する意見書および本会における意見陳述で求めた「中所組の水利権に関する権利の源泉について」の説明は，本審査会の審査事項ではなく，ましてや本審査会がその説明責任を有するものでもない。

7　審査処理経過

年　　月　　日	処　　理　　内　　容
平成２１年５月１４日	諮問書受付
平成２１年６月１２日	実施機関から非公開理由書受付
平成２１年６月１７日	異議申立人から非公開理由書に対する意見書受理
平成２１年７月２９日	実施機関による非公開理由の説明，異議申立人による意見陳述および争点の審査
平成２１年１１月１０日	答申案審査
平成２１年１１月１６日	答申